

御宿町ふるさと納税払い チョイス Pay 加盟店募集要項

1 ふるさと納税払い チョイス Pay 導入の目的

ふるさと納税制度を活用したふるさと納税払い チョイス Pay を導入し、寄附者に御宿町（以下「本町」という。）へ直接訪れていただき、御宿町の魅力に触れることにより、地域経済の活性化を図るとともに、更なる寄附の獲得を目指すものです。

2 ふるさと納税払い チョイス Pay とは

ふるさと納税の返礼品の一つとして取り扱う地域限定の電子ポイントであり、本町が定めた加盟店での買い物や食事、宿泊、レジャー等に利用できます。事業者自身による利用券等の発行が不要なため（タブレット端末等の事前準備は必要）、これまでふるさと納税の返礼品を容易に取扱うことができなかった飲食店や宿泊施設等が加盟店として参加することで、ふるさと納税制度を活用できるようになります。

3 寄附申込みから支払までの流れ

- ① 寄附者がふるさと納税ポータルサイト「ふるさとチョイス」を通して、本町へ寄附を申込み
- ② お礼の品としてふるさと納税払い チョイス Pay を選択された寄附者に対し、本町からふるさと納税払い チョイス Pay を発行
（決済完了後すぐに付与）
- ③ 本町から、寄附者に対し、寄附金受領証明書等を発行
- ④ 寄附者が本町を訪れた際に、加盟店が寄附者に対しサービス等を提供
- ⑤ 寄附者が加盟店に対し、ふるさと納税払い チョイス Pay で対価を支払
- ⑥ 本町が加盟店に対し、寄附者の利用金額を支払



4 募集期間

加盟店の募集は随時受け付けるものとする。

5 事務局（問い合わせ先）御宿町企画財政課 ふるさと納税担当

【平日】 9:00～17:00

〒299-5192 御宿町須賀 1522 電話番号：0470-68-2512

メールアドレス：furusato@town-onjuku.jp

6 加盟要件

御宿町ふるさと納税払い チョイス Pay 加盟店への登録を希望する者（以下「加盟希望者」という。）は、加盟申込時点で次の要件を全て満たすこと。

- ① 各種法令規則等に沿った生産・製造・販売等を行っていること。
- ② 本町から課税されている全税目について、未納がないこと。
- ③ 御宿町内に店舗（飲食店、宿泊施設、物品販売店、体験施設、その他必要と認められる店舗）を有する法人・団体又は個人事業主であること。
- ④ 「8 対象商品の要件」に定める対象商品・サービスを扱う店舗であること。また、同一店舗内で対象外の商品を販売・提供している場合は、ふるさと納税払い チョイス Pay の利用の可否（対象か否か）を明確に区分・表示し、運用できる店舗であること。

※「ふるさと納税払い チョイス Pay 加盟店ガイドライン」に反しない

店舗であること。

- ⑤ 暴力団員等又は暴力団密接関係者でないこと（御宿町暴力団排除条例第2条参照）
- ⑥ 公序良俗に反する営業店舗ではないこと。
- ⑦ ポイントの利用状況の確認やポイントの取り消し処理に使用するタブレット端末、スマートフォン又はパソコン等を自前で手配できること。

※ただし、上記の要件を全て満たしている場合でも、総合的に判断して、本町が加盟店として適当でないと認めた場合には、登録できません。

7 加盟登録申込要領

- (1) 加盟登録申込方法加盟希望者は、様式第1号「御宿町ふるさと納税払い チョイス Pay 加盟店登録申込書（以下「加盟申込書」という。）」及び様式第2号「御宿町ふるさと納税払い チョイス Pay 事業者登録シート」に必要事項を記載の上、事務局まで下表のとおり提出すること。
- (2) 提出期限
随時受け付けとする。
- (3) 提出先
「5 事務局」と同じ

(4) 提出書類

提出書類等	様式	備考
加盟店登録申込書	第1号	提出方法は、次の3通りとする。
御宿町ふるさと納税 払い チョイスPay 加盟店登録シート	第2号	① 電子メール (送付先 : furusato@town-onjuku.jp) ② 郵便 ③ 窓口持参
ホームページ、アプリ等に 掲載する写真データ		※できる限りメールで提出してください。

(5) 提出書類の受付が確認できた場合、担当者に通知し、内容を審査することとする。

(6) 加盟要件の確認及び登録提出された書類により加盟要件を審査し、審査の結果、加盟店として登録することが認められた場合は、申込から30営業日以内にアカウント情報を通知することとする。

(7) 御宿町ふるさと納税払い チョイスPay 取扱い店申込書は登録を希望する店舗ごとに提出すること。

加盟に係る質問は、事務局に連絡すること。

8 対象商品の要件

加盟店がふるさと納税払い チョイスPay 使用取引の対象商品として扱うことができる商品は次の要件を全て満たすこと。

(1) 下表「地場産品基準類型表」に示すいずれかの類型に該当すること。

類型	説明
1	本町内において生産されたものであること。
2	本町内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。
3	本町内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。
4	返礼品等を提供する本町内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。
5	本町の広報の目的で生産された本町のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から本町の独自の返礼品等であることが明白なものであること。
6	前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等との間に関連性のあるものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等が主要な部分を占めるものであること。
7	本町内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のあるものであること。

(2) 下表「返礼品対象分類表」に示された商品に該当しないこと。

	分類	説明
ア	金銭類似性の高いもの	プリペードカード、商品券、電子マネー、ポイント・マイル、通信料金等及びそれに類するもの
イ	資産性の高いもの	電気・電子機器、家具、貴金属、宝飾品、時計、カメラ、ゴルフ用品、楽器、自転車等及びそれに類するもの
ウ	総務省より個別に指摘を受けたもの	総務省より個別に返礼品の見直しの要請があったもの

9 登録の取消し

加盟店が次の各号に掲げる事由に該当すると認められる場合は、その登録を取り消す。

- ① 加盟店が営業を終了したとき
- ② 加盟要件に該当しなくなったとき
- ③ 虚偽の申請により加盟登録を受けたとき
- ④ 地場産品基準対象外の商品等について、加盟店として意図的にふるさと納税払い チョイス Pay と交換していることが確認できたとき
- ⑤ 次項第5号の規定による調査を正当な理由なく拒否し、又は指示に従わなかったとき
- ⑥ 法令に違反するなど加盟店として適切でないと認められるとき
- ⑦ 上記の事由または、その他の事由にて加盟店登録の取消を希望し、様式第3号「御宿町ふるさと納税払い チョイス Pay 加盟店登録取消申請書」を町長に提出したとき。

10 加盟店の責務

加盟店は、次に定める事項を遵守すること

- ① 本町及び加盟店の相互協力により、本町の PR に取り組んでいることを常に意識するとともに、対象商品の品質について責任を負うこと。
- ② 寄附者より対象商品に対するクレームがあった場合は、適切かつ誠実に対応するとともに、万が一対象商品が原因で寄附者に損害を与えた場合は、賠償の責任を負うこと。
- ③ 加盟店の錯誤等により、地場産品基準対象外の商品等についてふるさと納税払い チョイス Pay が利用された場合は、速やかに本町に報告するとともに、寄附者へのふるさと納税払い チョイス Pay (電子ポイント) の返還又は基準を満たす別商品との交換に応じること。なお、寄附者へ既に提供した地場産品基準対象外の商品等が返還されないことによる加盟店の損失について、本町は補償しないものとする。
- ④ 対象商品の提供が困難となった場合や当初の申込内容が変更になる場合は、遅滞なく本町に連絡すること。
- ⑤ 申込内容に疑義が生じた場合において、本町が調査を必要と判断したときは、速やかに情報を開示するとともに、本町から指示があった事項について適切に対応すること。
- ⑥ 加盟店登録に係る権利及び義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。
- ⑦ 本事項の他、加盟店規約 (御宿町ふるさと納税払い チョイス Pay) を遵守すること。

1.1 ふるさと納税払い チョイス Pay の利用方法

(1) 寄附者がふるさと納税払い チョイス Pay の利用を希望した場合、加盟店は次のいずれかの方法により決済を実施すること。



(2) ふるさと納税払い チョイス Pay のポイントが不足する場合は、現金又はその他の支払方法で決済を実施すること。

※お店側が二次元コードを読み取る場合に必要なスマートフォン又はタブレット端末は加盟店で手配し、その通信費用は加盟店の負担となる。

1.2 ふるさと納税払い チョイス Pay (ポイント) の精算について

請求は原則として月末締めとし、以下の書類と併せて翌月15日までに請求すること。加盟店が指定した振込先口座に、ふるさと納税払い チョイス Pay 取引金額を支払う。

- ① 請求書

1.3 留意事項

その他、加盟希望者は次のことに留意すること。

- ① 申込み関連書類は返却されないこと。
- ② 本町が実施する本事業に関する会議、企画及び提案（意見交換会、アンケート、新規返礼品の追加、ポータルサイト掲載内容の変更、写真及び動画撮影・イベント参加等）に協力すること
- ③ 御宿町ふるさと納税払い チョイス Pay 加盟店としての誇りと責任を持ち、対象商品の品質には十分に留意するとともに、本要項に記載がない事項についても寄附者目線で対応すること。

令和4年8月1日策定